

第 64 回独立行政法人国民生活センター契約監視委員会会議事概要

| | | |
|----------------------|---|--|
| 開催日 | 令和 6 年 6 月 3 日（月） | |
| 場所 | 独立行政法人国民生活センター東京事務所 5 階特別会議室 | |
| 委員氏名 | 委員長 西 貴久雄（独立行政法人国民生活センター監事） 委員 有川 博（日本大学総合科学研究所教授） 委員 山内 容（弁護士） 委員 竹内 啓博（公認会計士・税理士） 委員 中森 真紀子（独立行政法人国民生活センター監事）（欠席） | |
| 抽出案件 | 3 件 | （備考） ・事務局から、今回の審議対象の契約件数等について、報告した。 ・概要として、第 4 四半期および令和 6 年 4 月 1 日における契約の状況を踏まえ、一者応札・一者応募かつ落札率 90%超の契約（事案 1、2、3）について審議対象とした旨報告した。 |
| （内訳） | | |
| 一般競争入札 | 3 件 | |
| 公募・企画競争 | 0 件 | |
| 随意契約 | 0 件 | |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | 令和 5 年度第 4 四半期および令和 6 年 4 月 1 日に契約締結した抽出案件および検証結果の審議内容は、別紙のとおり | |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | なし | |

(別紙)

| 意見・質問 | 回 答 |
|---|---|
| <p>【事案1】 消費生活相談業務デジタル・トランスフォーメーション支援業務（情報管理部 PIO-NET 改革推進室）</p> <ul style="list-style-type: none">・参加資格要件のうち、「国民生活センターのデジタル統括アドバイザー及びその支援スタッフが現に属する又は過去2年間に属していた事業者及びその関連事業者ではないこと」とはどのような意味か。・契約期間を令和5年度は1年、本件は3年と分けた理由はなにか。・令和5年度支援業務の受注事業者が、本件支援業務の調達で有利になったり、落札事業者に対して支配的な関係にならないようにどのように工夫したか。・結果的には令和5年度支援業務の受注事業者が落札した。調達参加の公平性を確保するためにどのように改善すべきと考えるか。・入札辞退の理由に、「参加を見込んでいる案件への影響がある」とあるが、どのような意味か。・総合評価の技術点、価格点の配点割合はどのように決めているのか。 | <ul style="list-style-type: none">・システム等の調達を行う際に、専門家（デジタル統括アドバイザー）に仕様書確認等の業務を委託しており、当該者が関係する調達に参加しないことを入札参加要件とするもの。・次期 PIO-NET システムの稼働時期を令和8年10月から見込んでいる。令和5年度の支援業務では、構築・稼働までの前段階として原則どおり1事業年度の契約期間とした。本件では、構築から稼働までの間、業務が続くことから、契約期間を3年間とした。・令和5年度支援業務の報告書等関連資料を閲覧する機会を設けた。・本件は調達の規模が大きく、複数者参加いただけるとは考えたが、結果として一者応札となった。改善点について検討する。・本業務受注者は、公平性確保のため、関連するシステム開発関係の調達に参加できないとする要件を設けている。当該事業者はシステム開発関係調達に参加を見込んでいるため辞退した。・配点は、技術を重視するものは価格点：技術点を1：3とし、それ以外はより価格に重きを置いたものとして1：1等としている。 |

| 意見・質問 | 回 答 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・技術点や価格点が数千点と高い。調達毎に配点を設定しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・調達毎に定めているが、点数を圧縮しても結果に影響しない。 |
| <p>【事案2】 令和6年度 PIO-NET2020用プリンタトナーの購入一式（情報管理部 情報システム課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件業務は1者応札と数者の参加を繰り返している。前回参加した者が本件では参加していない。理由は何か。 ・予定数量が前回よりも減少した理由は何か。 ・入札辞退の理由として、原則3日という納期を調整することが困難な点が挙げられているが、納期が参加障壁になっているのであれば、納期を伸ばしてはどうか。 ・各消費生活センターでトナーの在庫を確保することはどうか。 ・国民生活センターで在庫を確保した場合の経済効果を検証するなど、一者応札とならないよう、引き続き仕様を検討すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・資料交付依頼もなかったため、不参加の理由を確認できていない。 ・実績ベースで発注本数が減ったため。プリンタトナーの利用本数は毎年減少傾向にある。具体的な要因はわからないが、電子で閲覧する等して、印刷枚数を削減しているのではないか。 ・全国の消費生活センターには、トナーの残量警告が出た時点で発注するよう依頼しているが、トナー残量がなくなってから発注されることもあり、速やかにトナーを届けなければ業務に支障が生じる。 ・過剰な発注とならないよう、適正な数量で使用いただきたいと考えている。なお、1回あたり2本注文いただくよう案内している。 ・承知した。 |
| <p>【事案3】 独立行政法人国民生活センター相模原事務所の研修宿泊施設等運営業務（総務部 管理室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札辞退の理由について、「現業者との落札金額と比較した場合に費用面で難しいと判断した」とある。なぜ現業者は低廉な価 | <ul style="list-style-type: none"> ・本件「相模原事務所の研修宿泊施設等運営業務」と、「相模原事務所の建物維持管理業務」の両方を受注し、人員を横断的に配置することで効率 |

| 意見・質問 | 回 答 |
|------------|--|
| 格設定ができたのか。 | 化するとのことであった。なお今回では、上記2つの業務を別の事業者が落札している。 |